

## 現状の課題認識

中国で個人情報に  
アクセスする  
業務を実施

トーク上の  
画像・動画等を  
国外で保管

プライバシー  
ポリシーで  
国名を明示せず

## はじめに

- LINEアプリにおいて①通信内容である送受信されたテキスト、画像、動画及びファイル（PDFなど）のうち、ユーザーから通報されたものについて、委託先中国企業からの業務に基づくアクセスがあり、そのことについてユーザに対して説明をしていなかったこと、②画像、動画及びファイル（PDFなど）が韓国のデータセンターに保存されていたにもかかわらず、対外的に「LINEの個人情報扱う主要なサーバーは日本国内にある」という不正確な説明をしていたこと、また、中央省庁等に対して、「LINEアプリの日本ユーザーに関する全てのデータが『日本に閉じている』」旨の客観的事実に反する説明を一部で行っていたことは、LINE社の社会的な信頼を損なうものであった。
- 複雑化する社会経済状況の中で、経済活動をグローバルに行うデジタルプラットフォーム事業者は、社会の懸念を先取りし、「静的ガバナンス」から「動的ガバナンス」へ、「ライアビリティ」重視から「アカウントビリティ」重視へ、そして利用者にとってより良い規範を提示してそれを受け入れる行動変容を導く「Thought Leadership」を重視したグローバルなガバナンスを、継続的にアップデートしていくことが求められることから、**本委員会は、こうしたガバナンスのアップデートを実行するために「ユーザー目線での横と縦のガバナンス」を求めていく提言を行った。**

## 本委員会の主な所見

本委員会は、本事案の本質的な問題点を次のように判断した。

- ① LINEアプリにおいて送受信されるテキスト、画像、動画及びファイル（PDFなど）といった日本ユーザーのデータのうち、ユーザーから通報されたものに対し、委託先中国企業からの業務に基づくアクセスがあったことについて、LINE社においてガバメントアクセスのリスク等の経済安全保障への適切な配慮ができていなかったこと、事後的にもこれを見直す体制が整備できていなかったこと
- ② LINEアプリにおいて送受信される画像、動画及びファイル（PDFなど）が韓国のデータセンターに保存されていたことについて、LINE社が、LINEアプリが日本のサービスとして受け入れられることを重視したコミュニケーションをしていたこと



これらに関して、政策渉外を含む対外的なコミュニケーションに関し、LINE社が、**客観的な事実を誠実に伝えるという点にコミットすること**、その上で、ZHD社が主体となって、グループ全体が調和をもった形で一元的かつ統一的で適切な牽制体制を構築すべく、**「ユーザー目線での横と縦のガバナンス」を適切なバランスで構築すること**（末尾頁参照）を提言。

## 委員会による提言（第5、6章）

本委員会は、これまでの検討を踏まえ、次の提言を行った。また、個別の領域においても提言を行った（次頁参照）。

### (1) LINE社に対する提言

- LINE社の政策渉外を含む対外コミュニケーションについて、客観的な事実を誠実に伝えるという点にコミットすべく必要な体制を整備すること
- LINE社において適切な「横のガバナンス」を確立し強化していくこと

### (2) ZHD社に対する提言

- ZHD社が実現すべきグローバルなデータガバナンスについて、「ユーザー目線での横と縦のガバナンス」を構築すること
- 各事業会社において「3ライン・モデル」を導入すること等によって「横のガバナンス」を強化し、ZHD社において、事業会社による「横のガバナンス」が適切かつ円滑に運用され、ZHDグループ全体が一元的な体制の下、調和をもった形で適切に事業運営を行うための諸条件を満たしていることをチェックする「縦のガバナンス」を高度かつ適切なバランスで実現すること



本委員会の提言に関するZHD社及びLINE社における対応の状況に関しては、別途ZHD社が設置する有識者会議等に継続的に報告し、その助言を受けながら確実に実現していくよう提言した。

## 委員会による提言（第6章 ZHD社に対する個別の領域に関するもの）

本委員会は、ZHD社に対して、個別の領域においても以下のとおり提言を行った。

### ① 政策渉外

「縦のガバナンス」を適切に効かせ、ZHDグループ全体から適材適所の人事配置を推進していくこと、ZHD社においてユーザー代表を含む第三者の意見を求める有識者会議を設置すること

### ② 経済安全保障

ZHDグループ全体において複雑化する地政学的リスクに対応することができるよう動的なガバナンスが求められることから、外国における法令等の検討状況や日本と外国の関係の状況等について調査する体制を強化し、一元的に情報を収集、分析、評価することができる体制を整備するとともに、各国政府との的確なコミュニケーションを取るために経済安全保障に関する政府渉外活動の一元的な連携・管理を行うこと

### ③ セキュリティ

ZHDグループ全体ですでに取り組んでいるNIST（米国標準技術研究所）の定めるSP800-171をはじめとしたセキュリティ基準への準拠及び各事業会社の実態に応じた適切なリソース配分実現のための人的支援の実施に加え、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISM AP）への対応についても検討すること

### ④ プライバシー

主要事業会社における独立性の高いData Protection Officer（データ保護責任者、DPO）とPrivacy Impact Assessment（プライバシー影響評価）の導入、事業会社のDPO等が連携できる体制や教育プログラム、コンサルティングの提供を含むグループ内の人的リソースの最適化のための体制の整備、CBPR認証取得の推進、NISTプライバシーフレームワークへの準拠、ZHD主体の事業会社における令和2年改正個人情報保護法の越境移転規制への対応についてZHD社が主体となってZHDグループ全体で取り組んでいくこと

### ⑤ リスクマネジメント

今後の新たに生じるリスクに対し適切な対応が取れるようZHD社の体制を強化すること

特定の分野では、他の法律による保護に基づき、追加的な制限がかかる。

【参考仮訳】

2018年9月14日

ベラ・ヨウロパー 欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当） 殿

拝啓

私は、日EU間の相互の個人データ移転枠組み構築に向けて、日EU双方がこれまで行ってきた建設的な議論について歓迎します。

私は、貴委員会からの我が国政府に対する要請に基づき、我が国政府による情報へのアクセスに係る法的枠組みについて、概要を説明した別添の文書を送付します。

本文書は、我が国政府の多くの省庁に関係するものであり、この内容については、関係省庁（内閣官房、警察庁、個人情報保護委員会、総務省、法務省、公安調査庁及び防衛省）がそれぞれの所掌の範囲において文責を有するものです。当該関係省庁について署名とともに添付しておりますので、ご確認ください。

本文書についての一元的なお問合せ先は、個人情報保護委員会事務局であり、当該問合せに対する必要な対応は、同事務局がとりまとめを行うものです。

本文書が、貴委員会による判断を行うに際して、お役に立つことを期待いたします。

本件に係る貴殿のこれまでの多大な貢献に感謝いたします。

敬具

（署名）

法務大臣

上川 陽子

まず、個人情報を保有する捜査機関及び電気通信事業者は、憲法第21条第2項<sup>13</sup>により保障される通信の秘密を尊重する義務がある。さらに、電気通信事業者は、電気通信事業法第4条<sup>14</sup>に基づき、同様の義務がある。総務省が定める、憲法及び電気通信事業法に基づく「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」では、通信の秘密が問題となる場合は、電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、刑法上の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を第三者に提供してはならない。後者の刑法上の違法性阻却事由は、正当行為（刑法第35条）、正当防衛（刑法第36条）、緊急避難（刑法第37条）を意味する。刑法上の正当行為には、電気通信事業者が国の強制的な手段に従う場合のみが該当し、任意捜査の場合は該当しない。このため、捜査

---

<sup>13</sup>憲法21条2項で「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と述べられている。

<sup>14</sup>電気通信事業法4条で「(1)電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。(2)電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」と述べられている。

機関が任意捜査として行う捜査関係事項照会（刑事訴訟法第197条第2項）を根拠として、捜査機関から通信の秘密に係る個人情報を求められても提供することは許されない。

次に、事業者は、法律が個人情報の開示を禁じている場合は、任意協力の要請を拒否する義務がある。これは、例えば刑法第134条の規定<sup>15</sup>のように、秘密保持の義務がある場合を含む。

# 国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿 (2025年)

## デジタル完結率の向上

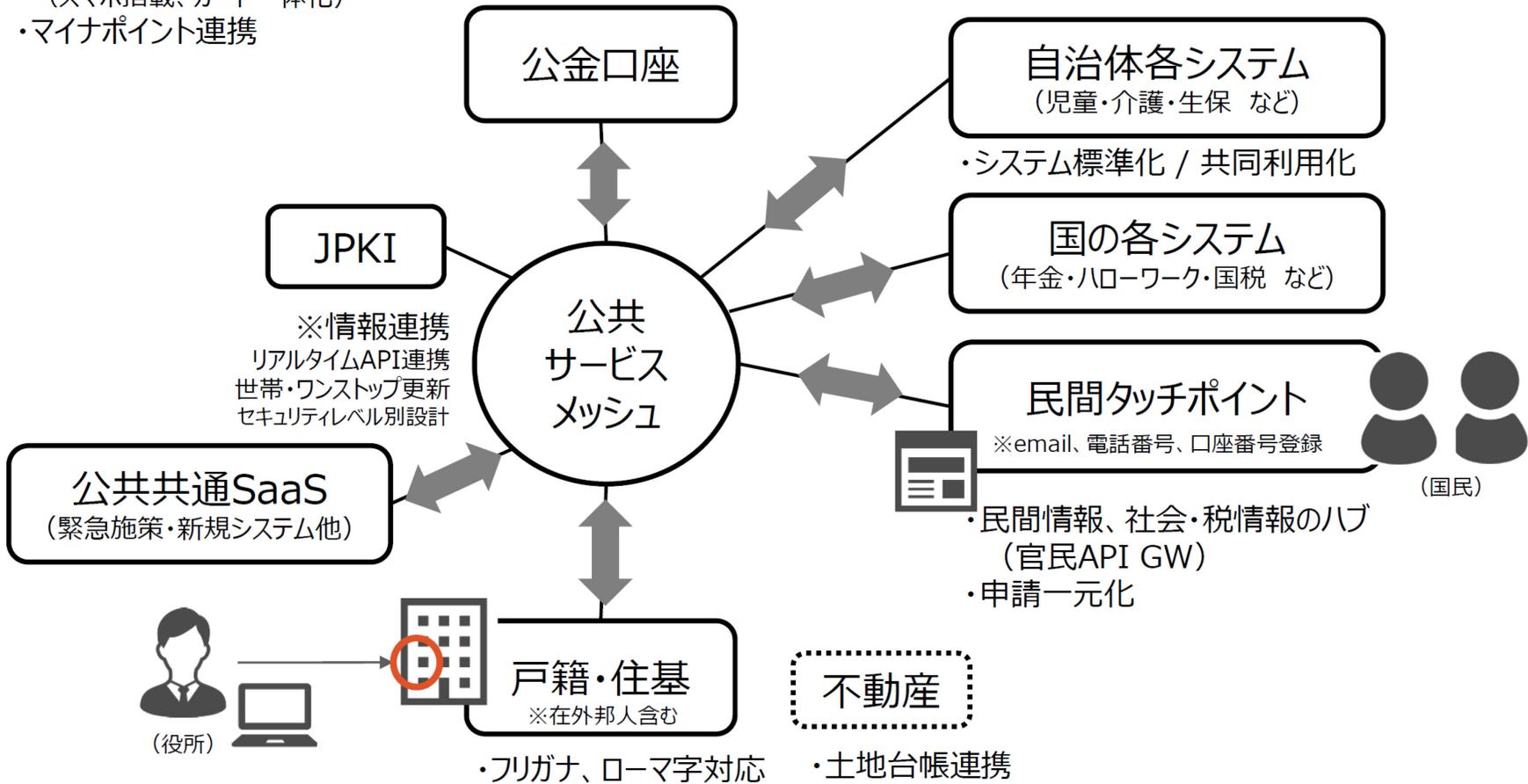
- ・カード普及策推進  
(生産体制、J-LIS強化、発行場所増)
- ・カード機能向上  
(スマホ搭載、カード一体化)
- ・マイナポイント連携

## 新たなデジタルセーフティ ネットの構築

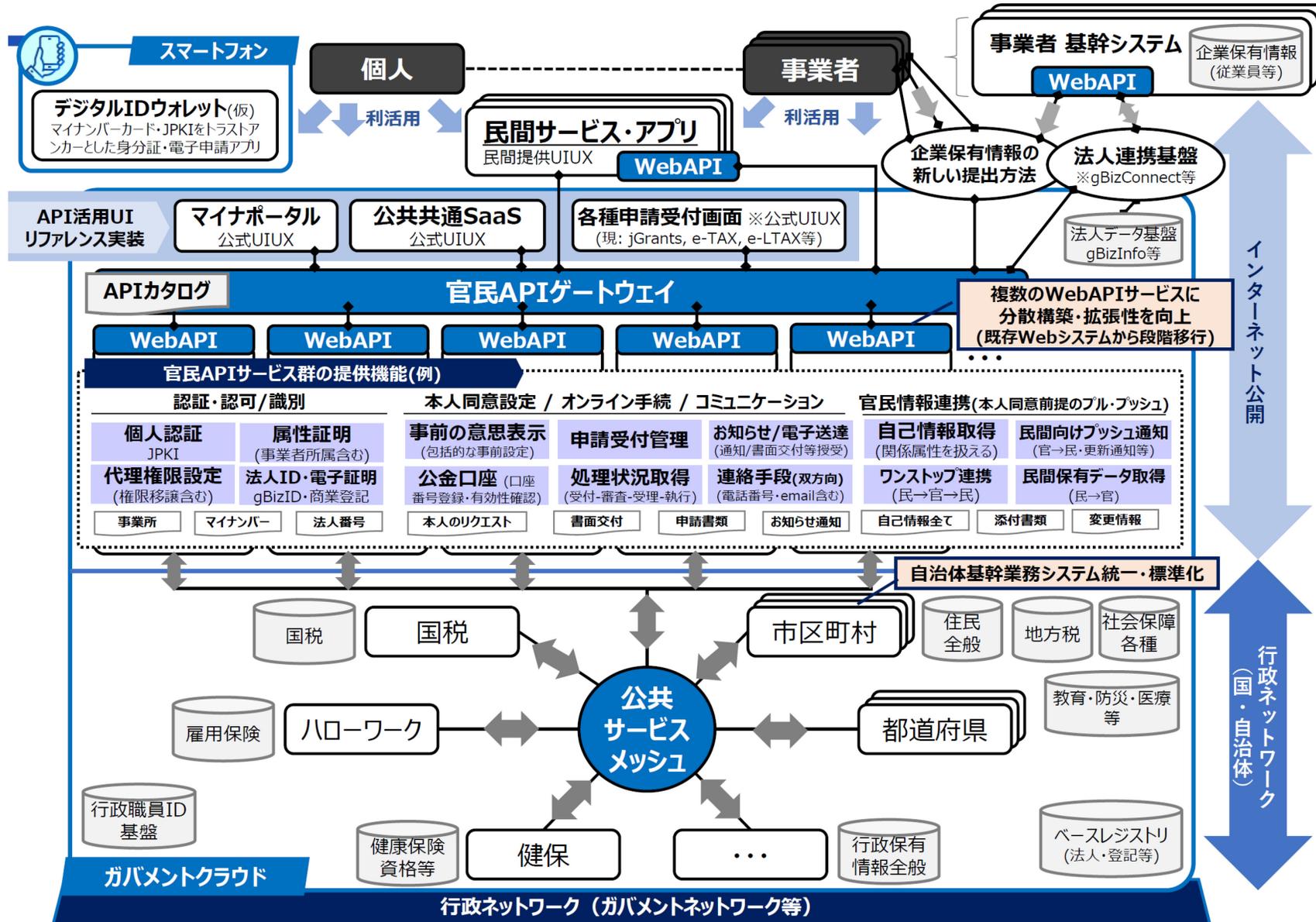
全住民ひとり1つ公金出納用の口座  
口座番号・携帯電話番号の台帳

## 国と地方の一体推進

- ・予算調達一元化
- ・人材育成
- ・IT戦略推進体制
- ・リスク管理強化
- ・先進自治体



# 公共サービスメッシュを中心としたトータルデザイン (イメージ)



## ■ 前回WGでのマイナンバーの利用及び利用範囲に関する主なご指摘

1. 徹底的にユーザー目線で評価する視点で考えるべき。
2. 現状の情報提供NWSやマイナポータルなど、システムの利用が進むようにすべき。
3. マイナンバーとマイナンバーカードは区別し、それぞれの利用方法から考えるべき。マイナンバーカードではできないことについて、マイナンバーで対応するべき。
4. 本人が自らの情報について利用を同意したときには、プッシュ型のサービスができるようにするべき。
5. 個人情報の保護に関する制度とあわせて議論を深めるべき。

など